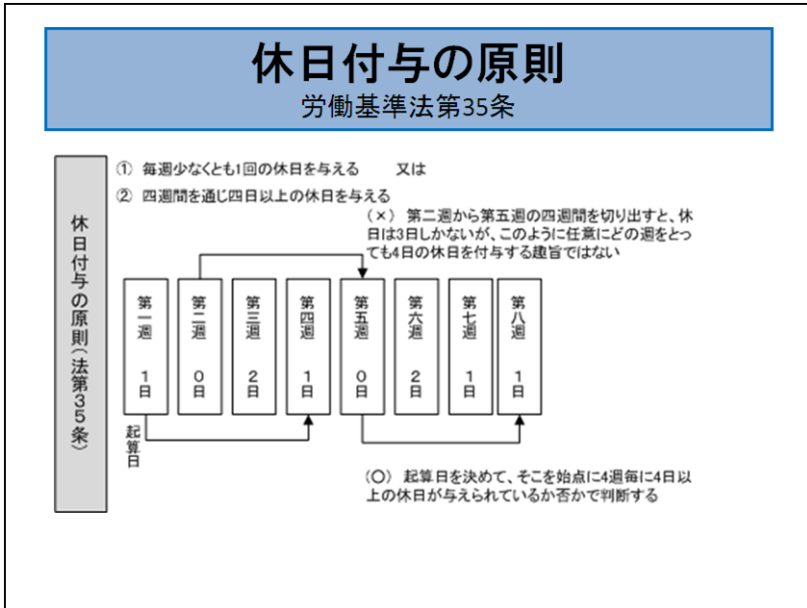


5-13 休日付与の原則



使用者は毎週少なくとも一回の休日を与えなければならない。四週間を通じ四日以上の日を与えることでもよい(労基法第 35 条 1, 2 項)

現行法は、休日の特定を要求していない[法第 89 条 1 項は、労働時間について始業終業の時刻としているのに対して休日は単に休日と規定するのみである]が、実務上、就業規則において休日が特定されない例は稀である。

休日は、労働者が労働契約において労働義務を負わない日である。

これに対して、労働義務のある日に就労させない場合、その日は休業日となる。また、労働日に権利として労働から離れることが許された日は「休暇」である。

休日に関し、それを一斉に与えなければならない決りはない。

休日の振替と代休

休日の振替は、就業規則に休日振替に関して規定（事由と振り替えるべき日を規定することが望ましい、昭 23. 7. 5 基発第 968 号）を設け、あらかじめ、振り替えるべき日を特定(法定休日の振替は被振替日から 4 週間以内の日を特定)することによって可能となる。

代休は、休日労働の事実は残して代償休日(代休)を付与する。代休は、労働日に当該労働日の労働義務を免除して付与される。